

議第172号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項中

6,330
5,070

を

6,360
5,070

に、「1,220」

を「1,230」に、

6,330
6,330
3,070
6,330

を

6,400
6,400
3,070
6,890

に改める。

別表第43の2の2に次のように加える。

(9) 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号） 第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付の手数料	同	1,800
(10) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付の手数料	同	1,800

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第2項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。